

市民経済委員会会議録

平成19年6月27日(水)

(開 会) 10:09

(閉 会) 11:30

○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開会いたします。議案番号が前後いたしますが、審査の関係上、「議案第99号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計暫定補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 事業管理課長

「議案第99号 専決処分の承認について(平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計暫定補正予算(第1号))」の補足説明をいたします。特別会計暫定補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳出に6億720万4,000円を追加し、歳出予算の総額を75億9,132万6千円とするものでございます。

今回の暫定補正予算につきましては、平成18年度決算見込額におきまして、歳入合計175億5,597万6,770円に対しまして、歳出合計が181億6,318万539円で、6億720万3,769円の歳入不足となりますので、これを繰上充用で対応するものでございます。以上、簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第99号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計暫定補正予算(第1号))」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 事業管理課長

「議案第62号 平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の295ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれを194億5,215万6千円とするものでございます。

今年度の本場開催は、SGレース5日、GIレース10日、GIIレース10日、通常レースが昨年度より3日減りまして60日、合計で85日の開催となります。本年度のSGレースは、11月頃の日本選手権レースでございます。また飯塚名物になりつつありますナイターレースは、7月のジュニア選手権、8月のダイヤモンドレース、9月の通常開催の3節の予定でございます。場外発売につきましては、241日受託する予定でございますので、合計326日の開催予定となります。

主な内容につきまして事項別明細により説明させていただきます。まず歳出からでございますが、予算書の302ページをお願いいたします。賃金の臨時従事員賃金の3億7,756万円は、本場開催85日、場外発売委託延べ日数269日分を計上しており、開催日数の減、従事員のパート化、出勤調整及び発売窓口の縮小等を実施することによりまして、昨年度当初予算と比較いたしまして、約1億609万5千円の減となっております。

304ページの負担金補助及び交付金のナイターレース照明設備借上負担金の8,168万

3千円は、7月のジュニア選手権及び8月のダイヤモンドレース等をナイターで実施するために借り上げる照明機器の経費14日開催分を計上いたしております。

日本小型自動車振興会交付金の8,930万円につきましては、ご承知のとおり収支改善計画の同意を受けて、交付金の交付延長をいたしました1号及び2号交付金を除きます3号交付金で、日動振の運営費に充てられるもので、売上金の0.5%の額を計上いたしております。

307ページの施設改善費、工事請負費のうち、今年度の収支改善計画事業に関連しますものとしたしましては、競走場大型映像装置設置工事は、第一発売所広場付近にLED（ライト・イルミネーション・ダイオード）によります、200インチ規格の映像装置を設置するものでございます。競走場第一スタンド、特別観覧席でございますが、大型映像装置設置工事は、第一スタンド正面に4台、昇降式の100インチハイビジョンを設置するものでございます。競走場発売所周辺防水加工工事は、第一・第二発売所周辺広場等のカラー塗装工事を実施して、より綺麗で明るい環境をつくるものでございます。競走場中央食堂改修工事は、シロアリ被害を除去し、衛生的な環境を作るために実施するものであります。

次に、競走場選手保管庫空調機入替工事は、機器の老朽化により空冷パッケージエアコンを6組入れ替えるものでございます。また、競走場選手寮改修工事は、選手寮の機械室・電気室、1階空調室などに使用されているアスベストを除去するために実施するものでございます。

次に歳入でございますが、299ページをお願いいたします。勝者投票券発売収入の182億6,000万円は、場外発売委託も含めました本場85日分の売上見込みを計上いたしております。また、受託事業収入でございますが、場外発売収入は、リレー開催も含めると265日で、その収入につきましては、8億5,075万円を見込んでおります。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

○ 道祖委員

説明の中で、7月、8月ということでナイターが行われるということでありませうけれども、これまた飯塚名物になっておるといふふうに説明があつておりましたけれども、このナイターのお客さんの入りの状況というのはどういうふうなんでしょうか。

○ 事業管理課長

ナイターの入りのということで、直接比較できますのはダイヤモンドレースを昨年度と一昨年度、2度実施いたしております。その入場者数といたしましては、49回、これは昨年でございますが、本場といたしましては31,977人、それから一昨年48回ダイヤモンドレース、これにつきましては38,735人ということでございます。ただし全体的な割合からいたしますと、入場者の比率といたしましては、昨年度が全体の41%、一昨年が全体の34%ということで、入場者の全体的な減の影響も多少出てきておるのではなかろうかと思っております。人数といたしましては下降の傾向であるということでございます。

○ 道祖委員

ナイターやって、お客さんが少なくなっているということですが、この全体に占めるナイターの状況というのは、やはりナイターは効果的であると言えるんですか。

○ 事業管理課長

ナイターを実施することによりまして、条件的には大変、電話投票の購入が見込めたり、各場で場外発売をお願いする場合に非常に、他場はそのときやっておりますので、非常に場外発売をお願いすることができたりとかいうことで、メリットとして考えられる部分はあるということでございます。

○ 道祖委員

地元から苦情等は出ておりませんか。

○ 事業管理課長

毎年、7月に入りましたら自治会長の方にもご相談に行きましてごあいさつをさせていただいておりますが、万全を期するように要望はいただきますけれども、苦情はいただいております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第62号 平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 事業管理課長

「議案第97号 平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億6,600万円を追加し、歳入歳出それぞれ215億1,815万6千円とするものでございます。

今回の補正は、議案第99号の暫定補正予算でご説明いたしました繰上充用処理に伴います財源調整をしたものでございます。以上、簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第97号 平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 平成19年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

「議案第64号 平成19年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」について、予算書に基づき補足説明をいたします。予算書の323ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を2,753万3千円と定めるものであります。内容の主なものにつきましては、事項別明細により歳出の方から説明いたします。

327ページをお願いいたします。1款「農業集落排水事業費」1項「農業集落排水事業費」843万7千円を計上いたしておりますが、内訳といたしまして、1目「一般管理費」では、主に集落排水処理施設事務を上下水道局に委任しておりますので、その負担金でございます。2目「施設管理費」では、主に処理施設の保守点検や維持管理などの委託料でございます。次に、2款「公債費」1項「公債費」1,809万6千円を計上いたしておりますが、これは市債の元利償還金でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。326ページをお願いいたします。2款「使用料及び手数料」1項「使用料」492万1千円を計上いたしておりますが、処理施設の使用料で、一般世帯分439万7千円、事業所分52万4千円、計492万1千円でございます。次に、3款「繰入金」1項「一般会計繰入金」2,244万1千円を計上いたしておりますが、これは収支のバランスをとるためでございます。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 平成19年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 平成19年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

「議案第65号 平成19年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について、予算書にもとづき補足説明をいたします。予算書の331ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を9,525万円と定めるものであります。内容の主なものについて、事項別明細により歳出の方から説明いたします。

335ページをお願いいたします。1款「地方卸売市場費」1項「地方卸売市場費」として計3,633万7千円を計上いたしておりますが、内訳といたしまして、1目「一般管理費」では、職員2名、嘱託職員1名、計3名の人件費等でございます。2目「市場管理費」では、主に市場施設の維持管理に係る経費で、そのうちの主なものとして、336ページの13節「委託料」の施設の各種保守点検、汚水処理施設操作管理及び廃棄物処理委託等、それに15節「工事請負費」でございます。次に、337ページ、2款「公債費」1項「公債費」5,791万3千円を計上いたしておりますが、これは市債の元利償還金でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。334ページをお願いいたします。1款「使用料及び手数料」1項「使用料」7,114万5千円を計上いたしておりますが、水産物部、青果部、花き部、付属営業者施設の使用料でございます。次に、2款「繰入金」1項「一般会計繰入金」2,232万2千円を計上いたしておりますが、これは収支のバランスをとるためでございます。4款「諸収入」1項「雑入」178万2千円を計上いたしておりますが、主なものは汚水処理施設操作管理及び廃棄物処理を市の方で委託して行い、後で、汚水処理施設維持管理負担金として、処理費の実費を卸売業者に負担してもらうものでございます。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 道祖委員

歳入で使用料が127万1千円、前年度より増えておりますけれど、使用料の改定をやったから上がったんですか。どういう理由で上がったのか確認させてください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:30

再開 10:32

委員会を再開いたします。

○ 農林課長

失礼しました。昨年度に比べまして、増額になった分につきましては、水産物の使用料でございます。売上額の率につきましては、1000分の3で変更あっておりません。

○ 道祖委員

水産物の使用料が増えたということは、それだけ水産物が売れてると、売れる見込みがあるということですか。

○ 農林課長

そのとおりでございます。

○ 道祖委員

何でここで確認したかといいますと、私が知ってる限り、道の駅等直売所ができて、ここの青果市場とか非常に売りが下がってるというふうに聞いておりますので、それで何でここが増えたのかというのを確認させていただいたんですけれど、といいながら言いたいことは、今後どうするのかということなんですよね。一般質問等で道の駅とか作って直売、地産地消でやっていけというような声もありましたけれど、それはそれでいいことだとは思いますが、かたやそういう形で地産地消をやっていく必要はあるとは思いますが、ここの卸売市場の売りが下がってることに対して、どうやって行政としては売りを伸ばすような努力をされるのか。市場原理に任せてそのまま行くということになっていくのか、どこかでテコ入れをするのか、その辺のお考えがあれば示していただきたいし、今後の取り組みの中で何らかの方法を考えるというならば、考えがまとまった段階でも結構ですけれど、これからのあり方というものについて意見等考えがあるなら示していただきたいんですけれど。

○ 経済部長

質問者ご指摘のように、地産地消等で売上げ増にはなかなかつながらないというのが現状でございます。確かに水産の方は、ふれあい市とかそういうところであまり取り扱っておりませんので、今回売上げ増が見込めるというようなことで予算計上させていただいておりますが、青果の方はやっぱり地産地消の問題がございまして、なかなか売上げ横ばいというような状況でございます。今後市場の中でも相対取引等が今増えておりますので、地元の農家の方と協議しながら、市場の方にでも地産地消で取り扱っていただくような協議も青果の方の会社とはやっておりますので、今後そういう方向で売上げの増にもつなげて行きたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 平成19年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 産学振興課長

議案第78号の補足説明をいたします。議案書の7ページをお願いします。「議案第78号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」につきましては、公営企業債を財源に工業用地造成事業を実施するにあたり、飯塚市工業用地造成事業特別会計を新たに設置するため条例

を一部改正するものであります。条例の新旧対照表で説明させていただきます。議案書の9ページをお願いします。第4条中、第7号から第9号まで各号で定めております、それぞれの特別会計を1号ずつ繰り下げまして、第7号に「飯塚市工業用地造成事業特別会計」を新たに加えるものです。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 平成19年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 産学振興課長

「議案第67号 平成19年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」についてご説明いたします。一般・特別会計予算書の353ページをお願いします。この特別会計は、議案第78号の「飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」により、公営企業債を財源に鯉田工業団地造成事業を実施するため新たに設置したもので、第1条におきまして歳入歳出予算の総額を1億784万3千円と定めるものです。その内容につきましては、後ほど事項別明細書でご説明いたします。第2条の地方債につきましては、355ページをお願いいたします。第2表に掲げておりますように、起債の目的は「鯉田工業団地造成事業」で1億330万円を借り入れようとするものです。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載内容のとおりであります。

続きまして、事項別明細書により歳出から主な内容をご説明いたします。358ページをお願いいたします。1款1項1目「鯉田工業団地造成事業費」といたしまして、工業団地造成に係る用地測量、地質調査及び設計業務等委託料のほか、配水管布設測量設計等負担金などの経費として1億684万3千円を計上いたしております。次に歳入をご説明いたします。357ページをお願いします。2款1項1目「工業用地造成事業債」で、主要な財源である地方債1億330万円を計上しています。また、1款1項1目「一般会計繰入金」では、収支のバランスを調整するため454万3千円を計上いたしております。

続きまして、本日お手元に配付をいたしております資料、「鯉田工業団地造成事業概要」につきまして、ご説明いたします。今回実施をいたします鯉田工業団地造成事業でございますが、事業の概要といたしまして、現在、北部九州へ自動車関連産業・企業の集積が進む中、本市におきまして新たに工業団地の造成を行い、自動車関連企業の誘致促進を図り、地域産業の活性化並びに雇用機会の増大に資するものでございます。以下、工業団地造成事業に係る概要を示しておりますが、総面積41ヘクタールのうち今回造成を予定いたしております面積は25ヘクタールであります。この造成をいたしまして、分譲面積につきましては15ヘクタールを予定いたしております。次のページに、今回造成をいたします予定地の位置図を付けさせていただいております。次、3枚目でございますが、鯉田工業団地造成事業概要ということで、上段に今後4年間で行います事業費の概要、それと予算額、現在予定いたしております総額約21億円の明細を掲げさせていただいております。下段には、今後、平成19年度から事業を着手し、平成21年度の造成完成を目指すわけではありますが、その行程表等のスケジュールを掲げさせていただいております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第67号 平成19年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 平成19年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 環境整備課長

「議案第68号 平成19年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の補足説明をいたします。平成19年度飯塚市一般会計・特別会計予算書の363ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1,608万1千円と定めるものであります。その内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細により説明いたします。

366ページをお願いいたします。まず歳入からご説明いたします。1款1項1目の「汚水処理施設使用料」につきましては、現年度分1,537万円、過年度分10万1千円を計上いたしております。2款1項1目の「利子及び配当金」につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として、60万9千円を計上いたしております。3款1項1目の「繰越金」につきましては、存置科目として1千円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。歳出につきましては、1款1項1目の「一般管理費」として395万4千円を計上いたしております。その主なものは、19節の、うぐいす台団地汚水処理施設の事務委任に伴います負担金393万5千円であります。これは施設の維持管理及び賦課徴収業務を上下水道局に委任するものでございます。1款1項2目の「施設管理費」として、836万6千円を計上いたしております。その主なものは、11節の「光熱水費」217万7千円、13節の電気設備保安業務委託量ほか4件、合わせて535万6千円であります。2款1項1目の「基金積立金」として、預金利子を合わせまして276万1千円を計上いたしております。3款1項1目の「予備費」として、100万円を計上いたしております。

なお、汚水処理事業及び施設の概要、並びに基金の状況につきましては、4月11日の当委員会におきましてご説明いたしておりますので、省略させていただきます。本事業につきましては、使用料で管理費を十分にまかない、剰余金につきましては将来の施設整備の資金として積み立てを行い、健全な汚水処理事業を行っておるところでございます。以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 平成19年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 飯塚市汚水処理施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 環境整備課長

「議案第88号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の55ページをお願いいたします。本案は、污水处理施設の名称を、現在市民に一般的に広く知られている名称に変更すること、及び施設使用料の督促手数料を整備するために、本条例の一部を改正するものであります。条例の改正点につきましては、議案書の56ページに記載しておりますように、第1条中、「山ノ神住宅」を「うぐいす台」に改め、第17条に第2項「督促手数料は、督促状1通につき100円とする」を加え、別表第1・第2をそれぞれに改めるものであります。議案書の58ページと59ページに、新旧対照表を示しておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の飯塚市污水处理施設条例第17条第2項の規定は、平成19年8月1日以後に納期限が到来する使用料に係る督促について適用するものであります。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 土地の処分について(明治工業団地)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 産学振興課長

「議案第90号 土地の処分について」補足説明いたします。議案書の86ページをお願いいたします。本案は、明治工業団地用地を事業拡張に伴い工場等用地敷として、株式会社「光一工業」に売却するものであります。物件の所在地は、飯塚市勢田字弥八ヶ谷35-11外9筆。地目につきましては、宅地等。処分面積は、10,031.05平方メートル。売却価格は、5,717万6,985円であります。契約の相手方は、福岡県飯塚市勢田236番地11、株式会社 光一工業 代表取締役 宇都宮 靖氏であります。

次に、本日本日お配りをいたしております資料をお願いいたします。明治工業団地の土地の売却につきまして、その概要を記載いたしております。この工業団地につきましては、旧穎田町大字勢田に位置してありまして、昭和60年に炭鉱離職者緊急就労対策事業により工業団地造成を行いまして、既に2区画を現在まで、株式会社光一工業、株式会社福岡樹脂に分譲いたしておりますが、残り1区画の約1万平方メートルの土地面積での一括分譲が困難との判断から、分割分譲を行うため、平成17年度に特定地域開発就労事業におきまして、団地内道路を整備いたしましたものでございます。2番目の項目といたしまして、売却先企業の概要を記載いたしております。今回売却をいたしました株式会社光一工業につきましては、自動車関連企業でありまして、受注拡大に伴い工場用地取得を今回いたすものであります。新たな今回の用地取得によりまして、新規の雇用、当初であります5名を予定されております。

この土地の売却に係りまして、先ほど団地の概要でご説明いたしましたが、就労事業で整備をいたしました関係で、国庫補助金の返還が必要になってまいります。今回の平成19年度予算の5款「労働費」におきまして、この国庫補助金の予算の返還措置をさせていただいております。通常、建物等を整備いたしますと、その建物のいわゆる償却期間等で処分いたしますと国庫補助金の返還などが出てくるのが一般的でございますが、こうした工業団地の造成につき

ましては、造成をしたときのいわゆる土地の価額と申しますか、それから、現在売却をする際の用地の価値が上がっているということで、その差を国庫補助金の返還が求められるものがあります。以上、簡単であります、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 土地の処分について(明治工業団地)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、道祖委員から「所管事務の調査」として、「観光行政について」、調査したい旨の申し出がっております。

おはかりいたします。本委員会として、「観光行政について」所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「観光行政について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「観光行政について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○ 道祖委員

旧伊藤伝右衛門邸の見学者が7万人を超えたということではありますが、今後、伊藤伝右衛門邸を使った観光行政をどうするのか、その点についてお尋ねしたいんですけど、7万人こちらにお見えになって、アンケートとかいろいろ取られて、私が聞き及ぶのは、トイレが少ないとか、食堂がないとか、そういう諸々なんですよ。伊藤伝右衛門邸来たけれど、ほかの施設に行くのによくわからない、と。せっかく来たんだから飯塚観て回ろうと思うけれど、そういうのがよくわからない、というようなことを聞くんですけど。私はそういうふう聞いてますけれど。これについても一般質問等であっておりましたけど、実態としてどうなのか、まずお尋ねします。

○ 商工観光課長

旧伊藤伝右衛門邸につきましては、今、質問者が言われますように、6月の26日現在で74,350人の来館者がっております。で、先ほど、アンケート調査の結果につきましても本会議の中で説明をさせていただきましたけど、アンケート調査の中の意見としては、伊藤邸の建物に対する評価と、それから今現在、ガイドをしていただいていますボランティア・ガイドについての記載が多くございました。その中で、苦情といいますか、先ほど言われましたトイレが足りないとか、道の案内が少ないといった苦情も出てきております。今後につきましても、そういう苦情につきましては早急に対応するとともに、せっかくの来館者でございますので、こういう方たちのリピーターを継続してするようということで、いろんなイベント等も考えながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○ 道祖委員

今までは休日で1,000人以上、平日でも500人以上が訪れております。これは、休館日をなくして、これまで対応しておったけれど、今後は週2回休むということですが、もし、この週2日休むという時にですね、休館ということがわからないで訪れるお客さんもいらっしゃると思うんですけど、そういうことについての対応は、何かされるんですか。休館だから全く入れない、というような形になるのでしょうか。

○ 商工観光課長

4月の28日から6月一杯まで、今言われましたように無休で行ってきておりましたけれど、7月からは週2日、火曜と水曜につきましては文化財の保護の申請の関係もございまして、休館をさせていただくことにしております。これにつきましては、新聞報道等で周知はしていただいておりますし、問い合わせにつきましても対応しております、現在のところ、この二日間の対応につきましては、来館者があった場合でも「休館」という対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 道祖委員

知らないで来た人は、休館だから帰ってください、ということですね。果たして観光行政で、それが良いのかどうか疑問を持つんですけど。休館だから帰ってくださいということですね。

○ 商工観光課長

当初から休館につきましては、条例上では月・火・水ということでさせていただいた関係もございまして、ちょうど、火曜・水曜につきましては文化財の保護の申請がございまして、来館された方には大変申し訳なく思っております、観光行政につきましても大変不備などところがあるかと思っておりますけれど、一応、決まりました方向性については守らせていただきたいというふうに思っております。

○ 道祖委員

文化財の申請をするための調査等があるということですが、それは、どれくらいの期間かかるんですか。私は言いたいのはね、文化財の価値というものがあってお客さんが来て、見学し、そしてその波及効果をいかに市内に引っ張り込むかということだと思うんですね。伊藤伝右衛門邸見て、はい、さよなら、ということだったら、300円貰うだけで終わってしまいますけれど、せっかくこれだけ人が来てるんだから。当初はいいでしょう、文化財の申請をするための調査、と。で、文化財に指定になった、と。なったから、より人が来ると思うんですね。宣伝の仕方によってはですね。で、そういうふうになった時も、やはり週2回は絶対休むという形になっていくんですか。

○ 経済部長

先ほどから担当課長が答弁いたしておりますように文化財の調査もございしますが、建物を少し休ませたいという意向もございまして。来館者が相当多いもので、所々やっぱり床が落ちたりとか、そういうところもございまして。文化財の調査とともに、建物を週に2日くらいは休ませて運営していきたいと、そういうこともございまして、休館日と知らなくて来た方については、原則、申し訳ございませんけれど、やはり入館できないということになるかと思っております。旅行会社等、周知は図っておりますので、そういうところでご理解をお願いいたします。

○ 道祖委員

それは、そういう対応をするというのはわかりましたけれど、今、現実にこれだけの人が来てて、どうやってこの人たちを市内の、ですね。観光行政っていうことになったら経済波及効果を求めていくことになりまして、どういう形で波及効果を求めていくという考えをお持ちなのか。

○ 商工観光課長

現在のところは、来館者、午前中に観光バス等で集中して来ておられまして、その後、他の観光地に行かれる方が多うございまして、一般の方で来られる方につきましては、伊藤邸の中で市内のまちあるきマップ、それから散策案内図には食事どころとか、そういう案内図を配布いたしまして、来られたお客様につきましては、なるべく市内の散策、できれば商店街にも足を運んでいただきたいということでの誘致はさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○ 道祖委員

今後いろいろな取り組みを考えていかれるんだろうとは思いますが、せっかくこれだけ

人が来てるんだから、これを無理やり市内に引っ張り込んで、そこで食事を、どっちにしろこの近郊には食堂がないということで、いろいろ苦情も来てるみたいですから。観光バスで来た人たちを、その観光バスで市内を回らせるというのは大変かも知れませんが、例えば、なにがしかのお金をもらってですね、例えば東京に行けばですね、まあ、京都でもどこでも観光地には観光バスがあって、ルートでぐるっと回るとかいうのがあるわけですよ。それを大型の観光バスでする必要もないだろうと思うんですよね。そういうこともやはり考えて、できるだけ人をまちの中に引っ張り込む、そして飯塚をPRするということが、今後大事になってくる、と、そういうふうを考えるわけですね。そういうことも考えていただきたいと思います。

それと、もう一つ確認しておきたいんですけど、これは文化財の指定を受けることを前提で動いていくということですけど、今後はどちらが主力になってくるんですか。よくわからないのが、文化財という観点からだけでいくのか。責任が、どちらが持つんですか。僕のとこに行きましたけれど、観光行政よりも、これは文化財なんだという価値観のほうが前面に出ておったわけですけど、今後はどのような観点でこの建物を運営していくのか。

○ 経済部長

確かに、4月27日の記念式典の時は文化財ということで、文化課を中心に式典を行っております。ただ、28日から一般公開になりましたので、文化財ということで建物の管理につきましては当然、文化課のほうでやっていただきますけれど、運営面につきましては観光行政ということで、観光施設だということで、経済部の商工観光課のほうで運営をやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 道祖委員

私、ここに、インドの方を3人連れていったんですよ。そしたら、片言の日本語、意思是、3人のうち2人は日本語がだいたい分かりましたから意思は通じるんですけど、細かい内容については、行ってもわからないんです。あ、古い建物だな、と。まあ、それは感性の問題ですからね。文化行政をやる、観光行政をやるということになると、やはり日本語だけで表示していても駄目だ、と。これを言うのはですね、ここだけじゃないんですよ。車いすテニス大会の問題でも、そうなんです。僕はこれ、一般質問等を通じてやってきてますけれど、国際化とか何とか言った時にですね、いろんな方が来られるのに、表示が日本語表示だけだ、と。例えば、ここの皆さんの担当じゃないかも知れないけれど、歴史資料館に行ってますね、あそこに英語表示とか、中国語表示とか、韓国語表示とか、されてるかどうかですよ。国際化とか言って毎年、車いすテニス大会を一生懸命やってる、多くの外国人の方が来る。しかし、こういうのを観光行政でやるということになれば、やはりいいところ、市内のいいものをアピールするということになれば、こういうこともやはり、日本人だけではないということですね、特に文化財を見せる時は、歴史資料館を見せる時は、必要になってくると思うんで、そういうところも踏み込んで、お客様の立場に立ってですね、観光行政に取り組んでいただきたいということを要望して、終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「観光行政について」の所管事務調査については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「観光行政について」の所管事務調査については、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、岡部委員から「所管事務の調査」として、「中心市街地活性化法の改正の内容と今後の取り組みについて」、調査したい旨の申し出がっております。

おはかりいたします。本委員会として、「中心市街地活性化法の改正の内容と今後の取り組みについて」所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「中心市街地活性化法の改正の内容と今後の取り組みについて」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「中心市街地活性化法の改正の内容と今後の取り組みについて」を議題といたします。岡部委員に質疑を許します。

○ 岡部委員

いわゆる中活法の中身について、それから、その後これをどういうふうにご利用するのかということについて、基本的なことをちょっとお尋ねをさせていただきたい。先だつての一般質問の中で、まちづくり三法の改正について、そして、その延長線上にあるコンパクトシティの概要についてのお尋ねをさせていただきましたけれど、基本的にはこの三法というのは都市計画法、あるいは大規模小売店舗法、それとこの中心市街地活性化法、三つとも非常に複雑に絡み合っていて、相乗的な効果としてコンパクトシティというものがあるというふうに認識しておるわけですけど、そのうちの二つは所管外ですので、この前の一般質問の中でお尋ねをしていったんですけど、今お聞きしたいのは、この中活法というものがですね、具体的に、改めて中身について、ちょっとお尋ねをいたします。

○ 商工観光課長

中心市街地活性化法につきましては、近年における少子高齢化の進展、消費者生活等の社会・経済情勢変化に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済力の向上を、総合的かつ立体的に推進することを目的にしており、今回の改正により、街中居住の推進や都市福祉施設の整備など、商業にこだわらない総合的な市街地対策を推進することとしております。市町村は国の定める方針に沿って、中心市街地活性化基本計画を策定いたしますが、国から認定された計画に基づく活性化事業については、国が一丸となって支援することとなっております。また、改正の背景といたしましては、これまでの拡大生長を前提としたまちづくりの結果、居住・公益など様々な都市機能が郊外へ拡散したことにより中心市街地の空洞化が進み、自動車依存型の都市構造による高齢者等の生活利便性低下、拡散した都市構造による各種公共サービスの効率低下、都市運営コストの増大、都市機能の拡散に伴う公共交通の衰退、自動車利用の増加による環境負荷の増大などの弊害が生じてきております。人口減少、超高齢社会を迎え、安定した地方財政運営を見据えた今後のまちづくりの方向性から、様々な都市機能がコンパクトに集約した「歩いて暮らせるまちづくり」を推進することとなっております。

○ 岡部委員

ということはですね、今まで私どもは飯塚市の中心市街地のまちづくりの指針というのは、改正前の中活法の柱として活性化基本計画というのを立ち上げてましたよね。あれは、どうなってるんですか。

○ 商工観光課長

今回の法改正によりまして、新たに基本計画を策定することとなっております。

○ 岡部委員

ということは、あれは「なし」になってる、というふうに理解していいんですかね。

○ 商工観光課長

そのとおりでございます。

○ 岡部委員

そうしますとですね、とにかく、この中心商業地のまちづくりの指針として一日も早く、今の改正三法に沿った形の基本計画というのを立てなければいけないと思うわけですけど、その点についてのお考えはございますか。

○ 商工観光課長

市街地の空洞化は全国的な問題でありまして、本市におきましてもモータリゼーションの進展による住宅・商業の郊外立地の進行により活力と魅力を失いつつあり、大変憂慮する事態と受け止めております。現在のところの対応といたしましては、空き店舗対策や商店街活性化への会合等に出席しておりますけれども、根本的な解決には至っていない状況であります。今回、まちづくり三法の改正に伴いまして、都市機能が拠点集積する集約型の都市構造へ変えていくことを目的に、住まいの場・働く場、買い物の場、来訪が楽しみな場として、様々な都市機能が集積し、歩いて暮らせる賑わいの場となることを目指して、新たな中心市街地活性化基本計画を策定したいと考えております。今後、基本計画策定のために立ち上げます「中心市街地活性化協議会」の中で商業関係者・市民の方々の意見を拝聴しながら、先ほど申しました都市機能の集積による「歩いて暮らせるまちづくり」を目指して策定したいと考えております。なお、中心市街地活性化協議会につきましては、商工会議所、それからまちづくり会社で立ち上げることがこの協議会となっております、その協議会に行政、それから民間事業者が参加して、基本計画を策定することになっております。本市では現在、このまちづくり会社の対象となるものがございませんので、今後、商工会議所、県等と協議をしながら、早急にまちづくり会社に該当するところを確保して、進めていきたいというふうに考えております。

○ 岡部委員

インターネットなんかを見てますとね、このまちづくり三法の改正によって、コンパクトシティに対するエントリーと申しますか、取り組みというのは、結構全国的にあるわけですね。具体的には、例えば青森市なんかもその状態に入ってる。全体的に見てですね、日本中で今どうなっているのか。そして、この九州で、福岡県でどうなっているのか、あなた方、把握してますか。

○ 商工観光課長

今、全国で中心市街地活性化基本計画が認定されております市が13市ございまして、そのうち福岡県につきましては、現在のところ該当する市はございません。ただ、久留米のほうでその基本計画の策定について、現在取り組んでいるということをお聞きしております。

○ 岡部委員

そこでね、先ほどの質問にちょっと立ち返りますけど、要するに、まちづくり会社という受け皿がなければ、この改正三法とその精神であるコンパクトシティ構想、これに乗れない、というふうに解釈していいわけですかね。

○ 商工観光課長

そのとおりでございます。

○ 岡部委員

だったらね、このまちづくり会社っていうのを、いつまでにやる、と。あなた方はこの三法を使って、この間の一般質問の時でも「まちづくりに積極的に取り組んでいく」ということを言われたわけですね。しかし現実には、この会社がないと取り組めないということも、今言われてるわけですね。ということは、この会社がいつできるのかによって、進捗状況が大きく変わってくると思うんですけど、これについてはどういうふうに考えてますか。

○ 経済部長

一般質問の時にも答弁させてもらいましたし、今、課長が答弁しましたように、現在市内にはまちづくり会社がございません。それで、商工会議所とか県と協議しながら、一日も早くまちづくり会社を立ち上げるような形で、今、協議させていただいております。総合計画の特別委員会の中でも答弁させていただきましたけど、出来るだけ早く、できたら今年度以内にはそういうものを立ち上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 岡部委員

これは質問じゃないんですけどね、この間から縷々お尋ねをしていった状況の中で、街の

空洞化というのが非常に進んできて、少々の対策ではもう対応ができないということは、もう皆さんも認めてある状況に来ているわけですね。で、せっかく国のほうがこういう救済措置を出してきておる以上は、私は一日も早くこの対策に乗るべきだ、と。本市の場合は合併とか何とかという、途中で大きな事業があつて、ある意味においては対応とか対策が遅れているかも知りませんが、どうか一日も早くこの改正三法の精神にのっとりた形でのコンパクトシティづくりというか、そのための受け皿づくりというのを急いでいただきたいと要望して、終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「中心市街地活性化法の改正の内容と今後の取り組みについて」の所管事務調査については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「中心市街地活性化法の改正の内容と今後の取り組みについて」の所管事務調査については、調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の6件について、報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることに、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「スギヤマプラスチック株式会社との進出協定締結について」の報告を求めます。

○ 産学振興課長

お手元にお配りをいたしております「スギヤマプラスチック株式会社との進出協定締結について」の資料をお願いいたします。去る6月11日に、愛知県蒲郡市に本社のございます自動車部品とプラスチック製品の製造を行いますスギヤマプラスチック株式会社と本市の間で、松尾工業団地への進出協定締結を行っております。この松尾工業団地につきましては、福岡県の所有で、先の委員会でもご報告させていただいておりますが、ヒロホー株式会社、エーディシステム株式会社が続く、今回3番目の企業の立地ということになっております。今回分譲いたします土地の概要でございますが、松尾工業団地の第4区画で、面積は13,836平方メートルであります。2番目に企業の概要を記載させていただいておりますけれども、このスギヤマプラスチック株式会社につきましては、現在、愛知県内に7箇所の本社・工場等を有しておりますが、そのほか、中国のほうにも8千平方メートルほどの工場を持ってある企業さんであります。カップホルダーやダッシュボードなどの自動車内装部品を製造してある会社でございます。3番目に記載いたしておりますとおり、今後は3年間で80人を雇用予定されております。操業開始時につきましては、平成20年の1月を予定されておまして、今年9月ごろ着工し、年内に工場を竣工したいということでございます。今後の年間売り上げにつきましては、約12億円を見込まれているようであります。以上、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「旧伊藤伝右衛門邸の一般公開について」の報告を求めます。

○ 商工観光課長

お手元に資料といたしまして、4月28日からの入館者数を配付させていただいております。旧伊藤伝右衛門邸につきましては、本年4月28日から一般公開を行っておりますが、公開をスタートしてから五日目の5月2日には1万人を突破し、5月29日には5万人を突破いたし

ました。6月26日の昨日までに、74,350人の来館者がありました。予想を遥かに上回る来館者があるため、来館者に配慮して、公開初日から6月末まで無給で開館をしております。7月以降につきましては、当分の間、火曜・水曜の二日間を休館日とし、月曜日は開館することにいたしております。今後は文化課と連携をとり、旧伊藤伝右衛門邸を観光拠点として、その他の市内の文化財や観光施設との回遊性を図り、文化の振興と観光都市飯塚の実現を目指す予定でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市コミュニティづくり市民会議の開催について」、「地区懇談会の開催について」、及び「アンケート調査の実施について」、以上3件について、一括して報告を求めます。

○ 市民活動推進課長

本日お手元に、飯塚市コミュニティづくり市民会議委員名簿、「話そう！語ろう！地域のこゝろ」地区懇談会開催日程、地域コミュニティに関するアンケートについて、以上3点を配付させてもらっております。それでは、報告事項3点につきまして、ご報告いたします。1点目は、「飯塚市コミュニティづくり市民会議の開催について」でございますが、市民とともに地域コミュニティの構築・活性化を図っていくことを目的に市内12地区の公民館より各2名の推薦をいただき、お手元に配付しております24名の方々に構成した市民会議を設置し、第1回目の会議を6月19日に開催いたしました。その会議においては、単身高齢者への生活支援、子育て支援、地域で行われている市民活動の充実などの意見が出されていきました。この会議は今後2回程度開催し、それぞれ頂いた意見等をまとめて、地域コミュニティ構築のための参考にしたいと考えております。

次に、各地域の課題等について、地区住民の皆様から広く意見をお聞きするため、お手元に配付しております資料のとおり市内12地区の公民館で、7月12日を皮切りに8月1日まで地区懇談会を開催いたします。この懇談会は年内に3回実施を考えております。

最後になりますが、不特定多数の住民の皆様から地域コミュニティに関する意識調査のため、公の施設において、お手元の資料のとおりアンケート調査を実施いたします。また、市内12中学の3年生を対象にしたアンケート調査も併せて実施するよう予定しており、現在教育委員会と内容等について調整中でございます。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○ 環境施設課長

公用車の交通事故2件について、報告いたします。お手元に配付いたしております資料のNo.1をお願いいたします。本件事故は、去る4月2日、午前8時20分ごろ、新飯塚におきまして環境施設課職員がごみ収集作業をするため、塵芥車をバックで可燃ごみ置き場に寄せていたところ、誘導していた職員の停止命令に気付くのが遅れ、相手方マンションの入口にありますエントランス柱の壁に追突し、御影石4枚が損傷したものであります。事故の原因としては、市の職員が後方確認を怠ったことが主たる要因ですが、この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議中でございます。

資料のNo.2をお願いいたします。本件事故は、去る4月24日、午前9時40分ごろ、本町市道において環境施設課職員がごみ収集作業をするため進行中、対向車が前方で停車していた

ため対向車を避けて左側寄りに進行した際、塵芥車の左上部が相手方所有のネオン式看板と接触し、損傷したものであります。事故の原因としては、市の職員が上方確認を怠ったことが主たる要因ですが、この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議中であります。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っております。なお、今後は事故を起こさないよう、当該職員はもとより他の職員につきましても、安全運転をするよう指導いたします。以上、簡単ではございますが、公用車による交通事故の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 岡部委員

一つだけちょっと確認したいんですけど、この資料のNo.2ですよね。出されてる絵と公用車の引っかかっている絵を見てると、出てる看板は、これは市道上にあるんじゃないですか。私有地に入ってやったんですか。それとも、出しちゃいかんところに出たやつに当たったというふうに解釈していいんですか。

○ 環境施設課長

今、質問者が言われますとおり、若干看板が市道の中に出ております。

○ 岡部委員

これは別に今回のことに限ったことじゃないんですけどね、だいたい飯塚市が公用車で事故を起こした時は、飯塚市が悪いというふうな形で安易に、今までずっと解決していくきらいがある。で、全国市有物件災害共済会の保険でやりました、という話に、すぐになってしまうわけよね。で、こんなの見てると、出しちゃいかんところに出たやつに当たったというのはね、本来言ったら、もっときちんとした主張をしながらやっていくことが必要なんじゃないかなというふうに思っ。今、協議中ということですので、そのところ含んで、やってください。何でもかんでもうちが負けたという世界じゃなくて。お願いします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、上野委員の発言を許します。

○ 上野委員

本委員会の、閉会中の特別付託事件について、発言させていただきます。

本市のオートレース事業については、近年の構造改革の成果により、収支も回復の兆しが見えているようです。しかしながら、抜本的に売り上げの増加が達成されたわけではなく、依然として予断を許さない状況が続いているものと思われ。昨年度からは、事業収支改善計画に基づく取り組みが進められているところでございますが、本委員会としても、この状況を見守り、事業のさらなる健全化のために検討を重ねていく必要があると考えますので、「オートレースの運営について」、閉会中の審査事件として特別付託していただけるよう、委員長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

また、先ほど来の質疑、また報告にもありましたように、一般公開を開始した旧伊藤伝右衛門邸の入場者数も7万人を突破したということですが、本市が観光都市を目指していくためには、これからの取り組みのあり方こそが、重要なのではないかと考えます。今後、観光基本計画の策定に向けた動きも具体化してくるものと思われ。本委員会として「観光行政について」、あわせて特別付託をいただけるよう、委員長において、お取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

ただ今、上野委員から「オートレースの運営について」及び「観光行政について」、以上2件の特別付託の申し出がっております。

おはかりいたします。「オートレースの運営について」及び「観光行政について」、以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「オートレースの運営について」及び「観光行政について」、以上2件を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。